

OSS License Checked! Orchestrating a brighter world NEC

関係者の「中」を伝える
Open Developers Conference 2019 Tokyo

自作プログラムにどのライセンスを付ける？
～ライセンスの選択方法

2019年8月24日
NEC OSS推進センター・姉崎卓博

Orchestrating a brighter world

未来に向かい、人が生きる。豊かに生きるために欠かせないもの。
それは「安全」「安心」「効率」「公平」という価値が実現された社会です。

NECは、ネットワーク技術とコンピューティング技術をあわせて持つ
類のないインテグレーションとして「データシフト」を推進し、
卓越した技術とさまざまな知見やアイデアを融合することで、
世界の国々や地域の人々と協働しながら、
明るく希望に満ちた暮らしと社会を実現し、未来につなげていきます。

OSSライセンスを、ざっくり4タイプに分類

	OSSライセンス例	OSS例
BSD タイプ	PostgreSQL License (MIT License)	PostgreSQL 9.x
	BSD License (MIT License)	GitFLIB 4.1.6, OpenSSH 6.8, ...
	FreeBSD Copyright (2-clause BSD, "modified BSD License")	FreeBSD
	4-clause license (original "BSD License")	Info-ZIP, 4.4BSD, ...
MPL タイプ	Mozilla Public License 2.0 (MPLv2.0)	Firefox/Thunderbird 38.x, LibreOffice 4.8x
	Common Public License 1.0 (CPLv1.0)	SymCL, ...
LGPL タイプ	Eclipse Public License v1.0 (EPLv1.0)	Eclipse 3.7
	GNU Lesser General Public License 2.1 (LGPLv2.1)	glibc2.11, Hibernate 4.0.1, ...
GPL タイプ	GNU Lesser General Public License 3.0 (LGPLv3.0)	OpenOffice.org 3.0, ...
	7-zip license (GPL v1.0 with modification)	7-Zip 9.20
GPL タイプ	GNU General Public License 2.0 (GPLv2.0)	Linux, MySQL (MySQLはソースコードが公開)、Samba 3.0.8, ...
	GNU General Public License 3.0 (GPLv3.0)	SCC 4.5.2, Samba3.2.8以降, ...
GPL タイプ	Affero General Public License version 1 (AGPLv1)	Affero
	Affero General Public License version 3 (AGPLv3)	MongoDB, Oracle Berkeley DB 6.x, iReport 4.5.0, TextSharp 5.0.2, Funambol等 (Funambolはソースコードが公開)

©NEC Corporation 2019

原文は英文だが、多くの日本語後者参照があり、理解に十分役立つ
https://ja.osdn.net/projects/opensource/wiki/licenses

OSG-JP
Open Source Group Japan

OSG-JPの目的、役割、活動内容、お問い合わせ、お問い合わせ先、お問い合わせ先

OSI承認オープンソースライセンス 日本語参考訳

以下はOpen Source Initiative (OSI)が承認したオープンソースライセンスの日本語参考訳です。これはOSI Open Source Initiativeが承認したライセンスであり、OSIが承認したライセンスであることを保証するものではありません。OSIが承認したライセンスであることを保証するものではありません。OSIが承認したライセンスであることを保証するものではありません。

● Attribution-Only License (日本訳)
● Attribution-NonCommercial License (日本訳)
● Attribution-ShareAlike License (日本訳)
● CC BY License (日本訳)
● CC BY-NC License (日本訳)
● CC BY-NC-SA License (日本訳)
● CC BY-SA License (日本訳)
● CC License (日本訳)
● CC License (日本訳)
● CC License (日本訳)
● CC License (日本訳)
● CC License (日本訳)
● CC License (日本訳)
● CC License (日本訳)
● CC License (日本訳)
● CC License (日本訳)

©NEC Corporation 2019

3つの必須条件の有無で分類

① ソースの開示 (OSS自身) + ② (GPL OSSとの結合著作物)
② リバースエンジニアリングの許可 (LGPL OSSとの結合著作物の)
③ ドキュメントに必要な記載 (BSDタイプに限らず、パナイリ頒布のみの場合の多く)

	OSSライセンスタイプ	OSS自身の扱い (改変/再利用した二次的著作物を含む)	その他の扱い
OSS ライ セン ス 条 件	BSDタイプ	バイナリ形式のみも頒布可	ソース開示しないならば、ドキュメントへ記載が必要 ③
	MPLタイプ	バイナリ形式のみ頒布不可	結合著作物のリバースエンジニアリングの許可が必要 ②
	LGPLタイプ	ソース開示が必要 (Copyleft)	結合著作物もGPL条件でのソース開示が必要 ①

これを「互恵ライセンス」、それ以外を「寛容なライセンス」という2分類する人もいますが、利用者視点の言い方、開発者の観点ではない。

● BSDライセンス: Berkeley Software Distribution License
● MPL: Mozilla Public License
● LGPL: GNU Lesser General Public License
● GPL: GNU General Public License

©NEC Corporation 2019

まず、
OSSの簡単な歴史を
把握しておこう

©NEC Corporation 2019

フリー(自由)ソフトウェア/OSSの概史

藤田昭人「Unix考古学」第8章より 1970年代
『ソースコード付きで配布』というOSSの先駆け/元祖であるUnix

UCBの学生ビル・ジョイがBSD版UNIXを開発... 名無し

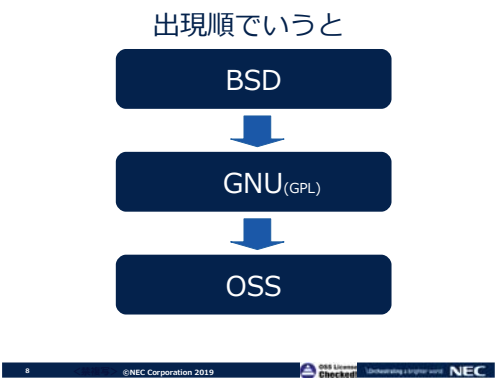
リチャード・ストールマンがGNUプロジェクトを開始... 1980年代

GNU EmacsをFree Software(自由ソフトウェア)としてリリース...
GNU GPL... フリーソフトウェア

CERNで初めてWorld Wide Webが構築される... 1990年代

リーナス・トーバルズが最初のLinuxをリリース(GNU GPLv2)...
Netscapeが「オープンソース」Mozillaとして公開(MPL)... オープンソース

©NEC Corporation 2019



プログラムとしては、現在、すべてを
フリーソフトウェアと呼び オープンソースと呼ぶ

藤田昭人「Unix考古学」第8章より
『ソースコード付きで配布』というOSSの先駆け/元祖であるUnix

UCBの学生ビル・ジョイがBSD版UNIXを開発

リチャード・ストールマンがGNUプロジェクトを開始

GNU EmacsをFree Software(自由ソフトウェア)としてリリース

GNU GPL

CERNで初めてWorld Wide Webが構築される

リーナス・トーバルズが最初のLinuxをリリース

Netscapeが「オープンソース」Mozillaとして公開

©NEC Corporation 2019

自由ソフトウェアとは?
https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.ja.html

あるプログラムが自由ソフトウェアであるとは、
そのプログラムの利用者が、以下の4つの必須の自由を有するときです

0. どんな目的に対しても、
プログラムを望むままに実行する自由

1. プログラムがどのように動作しているか研究し、
必要に応じて改造する自由

2. 身近な人を助けられるよう、コピーを再頒布する自由

3. 改変した版を他に頒布する自由

©NEC Corporation 2019

オープンソースの定義(OSD) -タイトルのみ

1998年に、OSSを認定する団体OSIが定義

1 再頒布の自由	6 利用する分野に対する差別の禁止
2 ソースコード	7 ライセンスの分配(distribution)
3 派生ソフトウェア	8 特定製品のみ有効なライセンスの禁止
4 作者のソースコードの完全性(integrity)	9 他のソフトウェアを制限するライセンスの禁止
5 個人やグループに対する差別の禁止	10 ライセンスは技術中立的でなければならない

ストールマンは怒るだろうけど、以後、OSSと表記

※ちよつと気遣って、FOSS,FLOSSと表記する人もいる。

©NEC Corporation 2019

オープンソースの定義(OSD)は
あなたが公開するプログラムを
オープンソースと呼ぶことができるか
の定義
決して、OSSライセンスの雛形ではない!

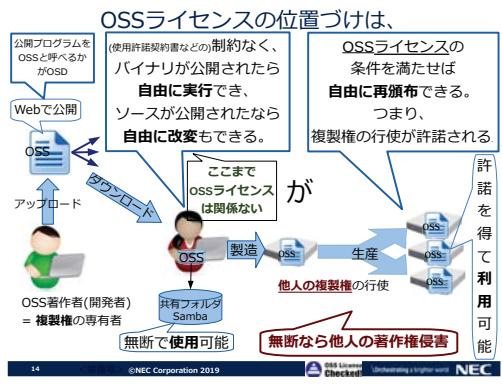
この区別ができていないと「BSDだって、OSD上、
ソース開示しなければならない」とおかしなことを言う

©NEC Corporation 2019

そもそも、何のためにOSSライセンスを指定するのか?

「プログラムの自由を保証するため」?
どうやって、保証しているの?
条文に遵守すべきルールが書かれているから、
それに従うことにより保証される?
条文を読んで理解していない人が
適当な事を言っている

©NEC Corporation 2019



(創作性のある)プログラムは著作物として保護される

日本国著作権法 第十条 (著作物の例示)

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
二 音楽の著作物
三 舞踊又は無言劇の著作物
四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
五 建築の著作物
六 地図又は・・・その他の図形の著作物
七 映画の著作物
八 写真の著作物
九 プログラムの著作物

逆に創作性のないプログラムは
著作物として保護されません

©NEC Corporation 2019

著作権 (1/2)

日本国著作権法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0048.html

第三款 著作権に含まれる権利の種類 (複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。
...

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

OSSも、開発者が複製・改変する権利を専有すると法で定義
他の人が無断で複製頒布すると著作権侵害という犯罪!

©NEC Corporation 2019

著作権 (2/2)

アメリカ 著作権法 和訳 <http://www.cric.or.jp/db/world/americ.html>

第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利

第107条ないし第122条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行いこれを許諾する**排他的権利を有する**。

- (1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。
- (2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。
- (3) 以下省略

表現は違っていても、同じようなことを言っている

ほぼ世界中で、著作者に独占的権利が与えられている

OSSライセンスを選択するということは、

著作者である開発者が、

公開したプログラムを受領した人に対して

という複製

主に**再頒布を**どういう条件で許諾

するかということ

さて、

OSS開発者の立場としては、各OSSライセンスの条件によって、OSSを受領・再頒布する人のどういう行動を期待できるか、そのメリット/デメリットでOSSライセンスを選択しよう。

一番単純な選択: BSD(MIT(X))ライセンス

- メリット
 - 一番、短い
 - プログラムヘッダに記載可能量
 - ソース開示しない製品化可能 (通常の製品化の自由がある)
- デメリット
 - include/appearだけ
 - 頒布形式での場合分けがない
 - ソースが入手できない頒布を許諾
 - 自分用に条文を作る必要がある (変更(改良)の自由が無いことがある)

二番目に単純な選択: 二条項BSDライセンス

- メリット
 - 二番目に、短い
 - プログラムヘッダに記載可能量
 - ソースコード形式ではretain、バイナリ形式ではreproduce
 - ソース開示しない製品化可能
- デメリット
 - ソースが入手できない頒布を許諾
 - 自分用に条文を作る必要がある

Apache以外のBSDライセンスで自分用の条文を作成要とは

Apache Licenseの作成者・著作者は、ASF(Apacheソフトウェア財団)

GPLの作成者・著作者は、FSF(自由ソフトウェア財団)

BSDライセンスという固有名詞のライセンス条文は存在しない

- FreeBSDのライセンスは、FreeBSD Copyright
- PostgreSQLのライセンスは、PostgreSQL License

と呼ばれることがあるが、正式に名称が付いているわけではない。つまり、ライセンス文はプログラムと独立に存在していない。



あなたのプログラムには、既存の条文を流用するなどして、あなたのプログラム用のライセンス文を作成する必要がある。

OSIのひな形をリンクしてBSDライセンスと宣言するのは不適当

OSI掲載の二条項BSDライセンス

The 2-Clause BSD License

SPDX short identifier: BSD-2

発行年と著作者名を記載・作成したものをプログラムに添付する必要がある。

Copyright (c) YEAR <COPYRIGHT HOLDER>

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

なお、ベルヌ条約では、Copyrightを意味する '©' または(代替として) '(c)' が正しい。米国内記法

OSI掲載のApache License

Apache License, Version 2.0

SPDX short identifier: Apache-2

発行年と著作者名を記載する必要はないが、

Apache License, Version 2.0, January 2004

http://www.apache.org/licenses/

TERMS AND CONDITIONS FOR USE:

1. Definitions.

"License" shall mean the terms and conditions for use, reproduction, and distribution as defined by Sections 1 through 9 of this document.

"Licensor" shall mean the copyright owner or entity authorized by the copyright owner that is granting the License.

定義から細々と長く、受領者には読みにくいかも。

最近、Apacheライセンスの間違った使い方が気になる

ASF: Apache Software Foundation, <https://www.apache.org/>

ASFのサイトにはライセンス文が掲載されているけど

<https://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0>

このURL記載ではダメですよ

第4条 再頒布の条件の第1項に

「受領者に本ライセンスのコピーも渡すこと」とある

a) You must give any other recipients of the Work or Derivative Works a copy of this License;

Apacheライセンス文を添付するだけでもダメですよ

■実は、プロジェクトごとにライセンスファイルの内容は異なる事も

●TOMCATのLICENSEファイルの中身は、多数のライセンス文が並んでいる。

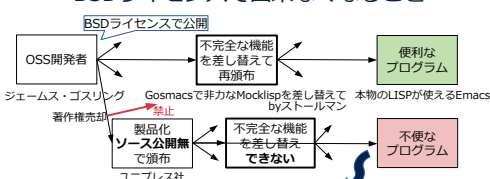
●これを渡さないことこれらのコンポーネントのライセンス違反(著作権侵害)となる

●ApacheのFAQにも注記がある <https://www.apache.org/foundation/license-faq.html#Scope>

●Q: プロジェクト毎でライセンスファイルが異なるのはなぜか?

●A: Apacheが開発したコアのコードはApacheライセンスだけど、他サードパーティの著作物も含まれている。そのライセンスがLICENSEまたはNOTICEファイルに加えられているから。

BSDライセンスで出来なくなること



不便なプログラムを修正する能力があっても、ソースコードが無ければ改善できない。結果、不便なプログラムの利用を強いられる。

という事態の発生が気にならなければBSDL

ソースが無くて改変できない事態を避けるために

再頒布の条件にソース開示の条件を加える (GNU Emacs)

●この手法(method)を「コピーレフト」と呼んだ

当時、特に、アメリカでは、

ソース開示せずに販売する権利をコピーライト

(著作権)と誤解している人が多かった。

そのため、「コピーレフトはコピーライトの逆の意味」とか「コピーレフトはコピーライトが残っているという意味」とか「コピーレフトの概念のライセンスへの適用状況に応じて…の3つに分類」とか都市伝説が多数

さて、プログラマーの皆さん、ソースがあって不便なプログラムを修正したとします。それがより大きなプログラムAの一部だったとします。



あなたは、プログラムAのテストします。改修した新規機能が意図とおりに動作するか、改修前からの機能がデグレードしていないか。

とか

改修後のデバッグまで考慮するならGPL

プログラムA(改修プログラムとの結合著作物)が

改修プログラムをどう使っているか

過去にカーネルモジュールAのソース開示せずに、LinuxのカーネルMLに質問してきた人にLinusが切れたことがあった



非常にプログラマ視点の理由

Aのソースがなくてもデバッグできる人います?

普通、いないですよ。

だから、Aのソース開示も条件としたのが

GNU GPL

全体がGPLの条件はGNU GPLv2 第2条 <http://www.spnsource.jp/gpl/gpl2.ja.html>

2. あなたは自分の『プログラム』の複製物かその一部を改変して『プログラム』を基にした著作物を形成し、そのような改変点や著作物を上記第1条の定める条件の下で複製または頒布することができる。

許諾内容
ソース形式で
許諾条件1
(BSDL相当)

ただし、そのためには以下の条件すべてを満たしていなければならない:

- a) 【省略】
- b) 『プログラム』またはその一部を含む著作物、あるいは『プログラム』かその一部から派生した著作物を頒布あるいは発表する場合には、その全体をこのライセンスの条件に従って第三者へ無償で利用許諾しなければならない。
- c) (以下省略)

ソース形式で
許諾条件2
(アプリにも条件)

ソース開示の条件はGNU GPLv2 第3条 <http://www.spnsource.jp/gpl/gpl2.ja.html>

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、許諾条件1(BSDライセンス相当)『プログラム』(あるいは複製物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない

- a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。(中略)
- b) 著作物に、(中略)ソースコードを、(中略)提供する旨述べた少なくとも3年間有効な書面になった申し出を添える。(以下省略) 許諾条件2

このa)b)二つの行為を長いので「ソース開示」と私は読んでいる

一時的に改修の不便を許容するならLGPL

再頒布時にGPL選択可

プログラムAが

改修プログラムをどう使っているか

- ソースの他、オブジェクトの選択肢
- リバースエンジニアリングの許可 (オブジェクトがどう使っているか)

標準CライブラリglibcがGPLだとすると

CアプリのAは常にソース開示が条件。

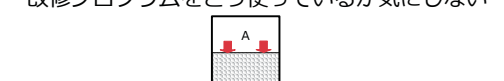
それでは誰もglibcを使ってもらえないと考えた

GNU LGPL

Lesser(劣等) GPL

自分だけはオープンソースと考えるならMPL/EPL

プログラムAが他社のプラグインで改修プログラムをどう使っているか気にしない



というか、他のプログラムに対して、ソース開示やリバースエンジニアリングの許可を条件とするのは困難と考えた

MPL(Mozilla Public License)

MPL/EPLのメリット/デメリット

メリット

- 他のプログラムのソース開示無し
- 企業製だから企業に寛容(?)

デメリット

- 受領者の改修は考慮していない
- 元々のソース開示の意図を理解していない(?)
- OSSライセンスを契約と考える弁護士の**世迷い言**を受け入れてしまい、**所轄裁判所・準拠法**を記載。
- その条件はGPLに含まれないため**GPLと両立しない**。
(GPLのプログラムを含むより大きなプログラムを作成できない)

PHPなどに残る4条項BSDライセンスも、Credit掲載の条件は、GPLに含まれないため、両立しない。

MPLは、GPL/LGPLとのトリプルライセンスとして両立可能にしている。

OSSライセンスは、原則に合理的な理由で条件付けられている

OSS専門業者を自認する人が、非論理的な、根拠の無い、聞いただけの話を繰り返している

都市伝説を信じて選択しては危険!

正しく、「著作権」というものを理解して、著作権に関わる記述としてライセンス条文を理解すべき。

ほんの少し、**根拠や論理**を心がけましょう。

OSSライセンスの選択は、著作権の理解から積み上げて

■OSSライセンスと著作権法 講義(5H)

- 第1章 OSSは一般に他人の著作物
- 第2章 OSSライセンス違反とは
- 第3章 著作権について

著作権・著作権が
どういうものか
理解した上でから、

- 第4章 OSSライセンスの概略
- 第5章 GPL感染/伝播などの都市伝説について
- 第6章 基本的な対策例

著作権行使の
ライセンス
として見ると、
何が記述されている
のか理解できる

補遺 GPLv3について

1回5名まで30万円, 10名まで40万円, 20名まで50万円

補遺2 体制例

- 御社の会議室に出席して講義します。
- 基本5H(補遺の説明なし), 100ページ超のテキスト
- ※ご希望により、ゆっくり7Hで、急いで4Hも可能です。(費用変わらず) 7H(補遺の説明あり)4H(補遺の説明なし)

【日程変更】

次回、2019年9月17日(火) NEC本社で実施。一人8万円の公開(公募)セミナーの開催も可能
詳細は、<https://jpn.nec.com/oss/ossic/> 掲載PDF参照 他社と同席、補遺テキスト無し、短縮4.5H
<https://jpn.nec.com/oss/ossic/OSSedu.html>

著作権に関する教材

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>

文化庁サイトで「著作権に関する教材」が公開されています。

著作権に関する教材

題名	手帳型	印刷
① 著作権とは?	あり	あり
② それは、ほくの作品?	あり	あり
③ 真似てかいたらいけないの?	あり	あり
④ コピーしてはいけないの?	あり	あり
⑤ インターネットでの著作権	あり	あり

著作権に関する教材：藤野凌著/福井健策監修 インプレス
クリエイターが知っておくべき権利や法律を教わってきました。
著作権のことをきちんと知りたい人のための本



<http://e-hon.tameshiyo.me/9784844337973>
立読みの16枚(30ページ)だけでも、とても良い感じです

- P13 著作権はこうやって使う
もちろん、何でもかんでも弁護士や弁理士に相談しなさいとは言いません。忙しいのは仕事裏面に尽きますけど、**自分で自分の身を守るには、ある程度の知識が必要です**
- P14 同上
『文化の発展に寄与』するのが目的ですから、権利はより強くなって『公正な利用』の妨げになってしまっは困りますからね

「窓の社」のコラムで無料で読むこともできます。
<http://forest.watch.impress.co.jp/category/other/column/copyright/>



<https://jpn.nec.com/oss/ossic/>